

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 安全配慮	4
第2章 水防組織	5
第1節 水防団の設置	5
第2節 水防機構	5
第3章 重要水防区域等	8
第1節 重要水防区域等	8
第4章 予報及び警報等	9
第1節 気象に関する情報の種類	9
第2節 警報・注意報等発表基準	9
第3節 気象等の情報伝達系統	11
第4節 指定河川洪水予報	11
第5節 水位情報の通知（水位周知河川）	12
第6節 水防警報	15
第5章 通信連絡	17
第1節 水防通報網	17
第6章 水防施設	18
第1節 器具、資材、設備	18
第2節 器具、資材設備の充実までの措置	19
第7章 水防体制および活動	20
第1節 水防本部の非常配備	20
第2節 消防機関の非常配備と水防配置	25
第3節 消防機関による水防活動	25
第4節 一般住民の水防活動	27
第5節 一般住民の出動	27
第6節 警戒区域	27
第7節 避難	27
第8節 避難連絡	27
第9節 緊急通行	27
第10節 水防解除	27
第8章 水防信号、水防標識	28

第1節	水防信号	28
第2節	優先通行	28
第3節	職員標識	29
第9章	応援	30
第1節	他市町への応援	30
第2節	区域内相互の援助	30
第3節	他市町からの応援	30
第4節	警察官出動	30
第5節	自衛隊の出動要請	30
第10章	公用負担	31
第1節	公用負担命令	31
第2節	損失補償	33
第11章	水防記録と水防報告	34
第1節	水防記録	34
第2節	水防報告	34
第12章	水防訓練	35
第1節	水防訓練	35
第2節	訓練計画の策定	35
第13章	衛生、援護	36
第1節	衛生	36
第2節	援護	36
第3節	資材調達、車両徴用	36
第4節	災害救助法要請	36

資料関係

参考資料1（重要水防区域等）	37
参考資料2（雨量計・量水標・水防倉庫）	42
参考資料3（水防区域および担当分団）	44
参考資料4（水防工法一覧表）	45
様式1（水位観測集計表）	47
様式2（水防てん末報告様式）	48
様式3（水防活動報告書様式）	49

第2章 水防組織

第1節 水防団の設置

法第5条の規定による水防団は設置せず、原則として消防職員、消防団員（以下「消防機関」という。）および市職員において本市水防業務を行うものとする。

第2節 水防機構

滋賀県水防本部から水防活動の指令のあったとき、または水防管理者が水防活動の必要を認めるときは、市に水防本部を設置し、次の水防機構に移り、水防本部の事務分掌に定める水防活動に従事するものとする。ただし、彦根市災害対策本部が開設された場合は、その組織に編入するものとする。

1 水防機構

部	本 部 員				その他の職員
	部 長	本部付き 本部員	班	班 長	
市長直轄部			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課に所属する職員 秘書課に所属する職員
企画振興部	企画振興部長		企画班 まちづくり推進班 情報政策班 広報戦略班 人権政策班 人権・福祉交流会館班	企画課長 まちづくり推進課長 情報政策課長 広報戦略課長 人権政策課長 人権・福祉交流会館長	企画課に所属する職員 まちづくり推進課に所属する職員 情報政策課に所属する職員 広報戦略課に所属する職員 人権政策課に所属する職員 人権・福祉交流会館に所属する職員
スポーツ部	スポーツ部長		スポーツ振興班 国スポ・障スポ総務班 国スポ・障スポ競技班	スポーツ振興課長 国スポ・障スポ総務課長 国スポ・障スポ競技課長	スポーツ振興課に所属する職員 国スポ・障スポ総務課に所属する職員 国スポ・障スポ競技課に所属する職員
総務部	総務部長	議事事務局 局長および会計 管理者	総務班 公有財産管理班 財政班 税務班 債権管理班 契約監理班 臨時特別給付金班 議会班 出納・監査班	総務課長 公有財産管理課長 財政課長 税務課長 債権管理課長 契約監理室次長 臨時特別給付金室長 議会課長 出納室長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員 公有財産管理課に所属する職員 財政課に所属する職員 税務課に所属する職員 債権管理課に所属する職員 契約監理室に所属する職員 議会課に所属する職員 出納室および監査委員会事務局に所属する職員
人事部	人事部長		人事班 働き方・業務改革推進班	人事課長 働き方・業務改革推進課長	人事課に所属する職員 働き方・業務改革推進課に所属する職員
市民環境部	市民環境部長		生活環境班 ライフサービス班 保険年金班 清掃センター班	生活環境課長 ライフサービス課長 保険年金課長 清掃センター副所長	生活環境課に所属する職員 ライフサービス課に所属する職員 保険年金課に所属する職員 清掃センターに所属する職員
福祉保健部	福祉保健部長		社会福祉班 高齢福祉推進班 障害福祉班 健康推進班	社会福祉課長 高齢福祉推進課長 障害福祉課長 健康推進課長	社会福祉課に所属する職員 高齢福祉推進課に所属する職員 障害福祉センターに所属する職員 健康推進課に所属する職員
こども家庭部	こども家庭部長		こども若者支援班 母子保健班 幼児班 発達支援センター班 幼稚園保育所班	こども若者支援課長 母子保健課長 幼児課長 発達支援センター所長 幼稚園長、保育所長、認定こども園長	こども若者支援課に所属する職員 母子保健課に所属する職員 幼児課に所属する職員 発達支援センターに所属する職員 幼稚園、保育所、認定こども園に所属する職員
観光文化戦略部	観光文化戦略部長		観光交流班 エンタテインメント班 文化財班 文化振興班	観光交流課長 エンタテインメント課長 文化財課長 文化振興課長	観光交流課に所属する職員 エンタテインメント課に所属する職員 文化財課に所属する職員 文化振興課に所属する職員
産業部	産業部長		農林水産班 地域経済振興班 農業委員会班	農林水産課長 地域経済振興課長 農業委員会事務局長	農林水産課および農村環境改善センターに所属する職員 地域経済振興課に所属する職員 農業委員会事務局に所属する職員
建設部	建設部長		建設管理班 道路河川班 建築班	建設管理課長 道路河川課長建築課長	建設管理課に所属する職員 道路河川課に所属する職員 建築課に所属する職員
都市政策部	都市政策部長		都市計画班 建築指導班 交通政策班 住宅班	都市計画課長 建築指導課長 交通政策課長 住宅課長	都市計画課に所属する職員 建築指導課に所属する職員 交通政策課に所属する職員 住宅課に所属する職員
上下水道部	上下水道部長		上下水道総務班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	上下水道総務課長 上下水道業務課長 下水道建設課長 上水道工務課長	上下水道総務課に所属する職員 上下水道業務課に所属する職員 下水道建設課に所属する職員 上水道工務課に所属する職員
教育部	教育部長		教育総務班 学校教育班 学校支援・人権・いじめ対策班 生涯学習班 学校 ICT 推進班 彦根城博物館班 図書館班	教育総務課長 学校教育課長 学校支援・人権・いじめ対策課長 生涯学習課長 学校 ICT 推進課長 彦根城博物館長 図書館長	教育総務課に所属する職員 学校教育課に所属する職員 学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員 生涯学習課および地区公民館に所属する職員 学校 ICT 推進課に所属する職員 学校給食センターに所属する職員 彦根城博物館に所属する職員 図書館に所属する職員
消防部	消防長		消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防総務課長 予防課長 警防課長 通信指令課長 消防署長	消防本部および消防署に所属する職員
		消防団長 (大隊長)	本部班 第1中隊班 第2中隊班 第3中隊班	大隊副長・大隊本部付き 第1中隊長 第2中隊長 第3中隊長	本部付き分団長、本部員(サンフラワーズ) 第1中隊副中隊長、第1・3・4・5・11 各分団員 第2中隊副中隊長、第6・7・8・12・14 各分団員 第3中隊副中隊長、第2・9・10・13・15 各分団員
病院部	病院長	事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員

本部長（水防管理者） 市長
 副本部長（副市長）・本部長付（教育長、病院事業管理者）
 危機管理監

2 水防本部の事務分掌

部	班	事務分掌
本部		○ 一般庶務に関する事項 ○ 水防関係機関との連絡に関する事項 ○ 各種命令下達に関する事項 ○ 水防記録に関する事項 ○ 各種報告に関する事項 ○ 警察官の出動要請に関する事項 ○ 応援要請に関する事項 ○ 各種被害状況調査に関する事項 ○ 各種情報の収集に関する事項
建設部	部内各班	○ 水防現場活動の指導に関する事項 ○ 水防工法の活用に関する事項 ○ 水防資材の配置調達に関する事項 ○ 増水状況の調査に関する事項 ○ 各種資材の輸送に関する事項 ○ 水防施設に関する事項 ○ 車両の調達・徴用の費用に関する事項 ○ 交通規制および統制等に関する事項
消防部		○ 河川の警戒連絡情報に関する事項 ○ 水防要員の配置に関する事項 ○ 水防活動（作業）に関する事項 ○ 避難民の救出に関する事項 ○ 資材供出避難退去出動命令に関する事項 ○ 応援要請資材配置および各種情報に関する事項

※その他の業務は、地域防災計画の災害時の事務分掌による。

3 消防団組織について

消防団は、市内の河川等で水防を必要とするところを警戒防御するものとする。その組織は、彦根市消防団規則（昭和 25 年彦根市規則第 9 号）別表第 1 および別表第 2 のとおりとする。

第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域等

重要水防区域等は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。重要水防区域ならびに重要な橋りょう、水門および樋門、ダムは、参考資料1（P37）のとおりとする。

第4章 予報及び警報等

第1節 気象に関する情報の種類

水防活動の利用に適合する気象に関する情報の種類は、次のとおりである。

1 気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
指定河川洪水予報	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法

第2節 警報・注意報等発表基準

注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

1 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和7年5月29日現在）

彦根市	府県予報区		滋賀県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		湖東	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準		愛知川流域＝37.5、宇曽川流域＝15.6、芹川流域＝17.1、犬上川流域＝23.2、野瀬川流域＝3.4
		複合基準※1		—
		指定河川洪水予報による基準		淀川水系琵琶湖（琵琶湖）
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm
			山地	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域＝30、宇曽川流域＝12.4、芹川流域＝13.6、犬上川流域＝18.5、野瀬川流域＝2.6	
		複合基準※1	宇曽川流域＝（9, 12.4）、芹川流域＝（9, 13.6）、犬上川流域＝（7, 18.5）、野瀬川流域＝（5, 2.6）	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖（琵琶湖）	
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		

雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%	
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上	
低温	最低気温－5℃以下※2	
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm

※1 （表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

(注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。

2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

(参考)

- 1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨水、降水短時間予報をもとに、1km 四方の流域ごとに算出する。

2 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和 7 年 4 月 1 日現在）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

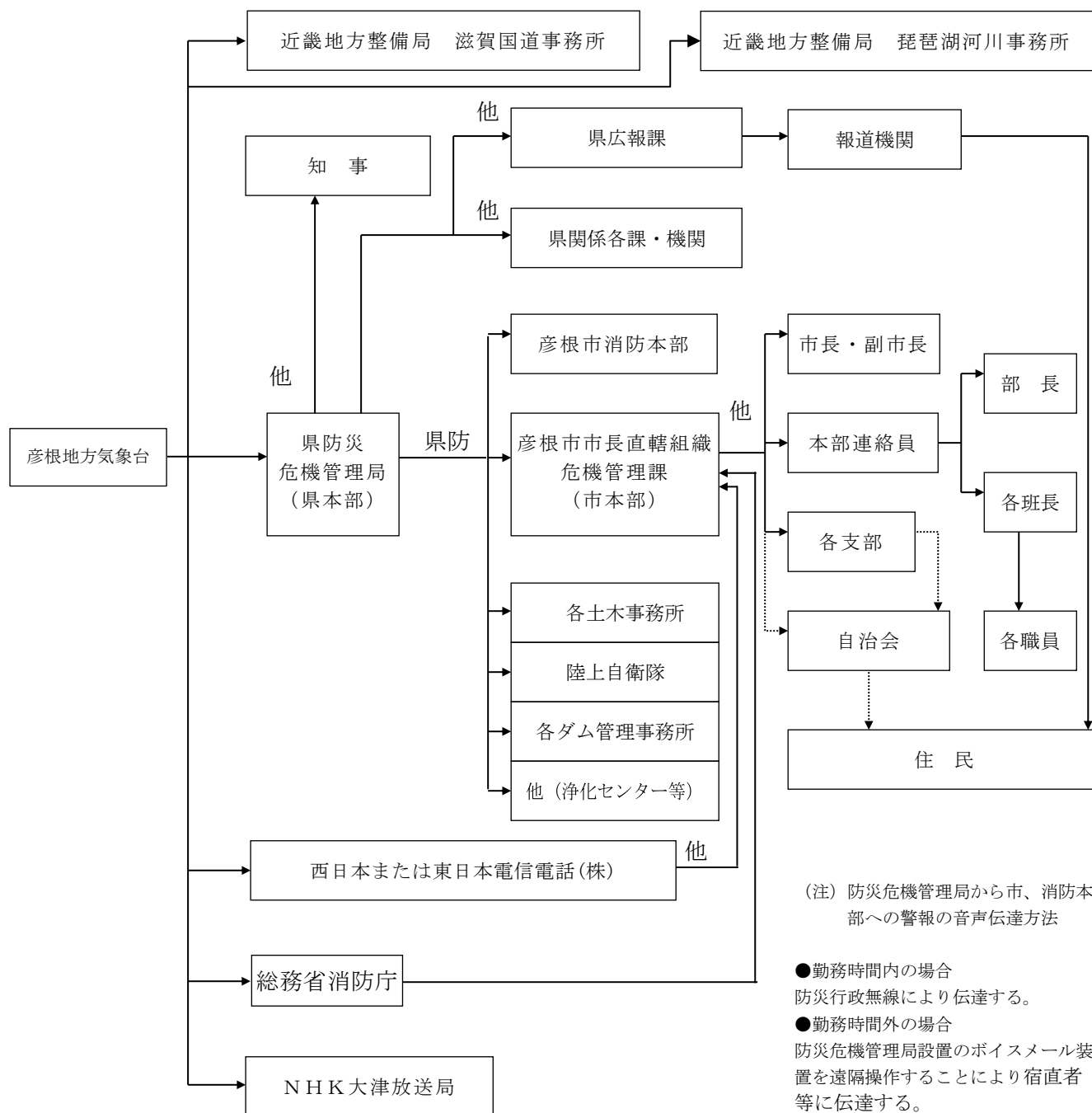
注) 特別警報の発表については、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

第3節 気象等の情報伝達系統

彦根地方気象台から県、彦根市、関係機関への気象等の情報伝達系統は、以下の通りとする。

県防：県防災行政無線

他：その他



第4節 指定河川洪水予報

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、彦根地方気象台と滋賀県が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位または流量を示して、これを一般に周知させるため発表する。

洪水予報の種類は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報の4種類で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象基準として発表を行う。

なお市（危機管理課）は、県流域政策局より連絡を受けることになっている。

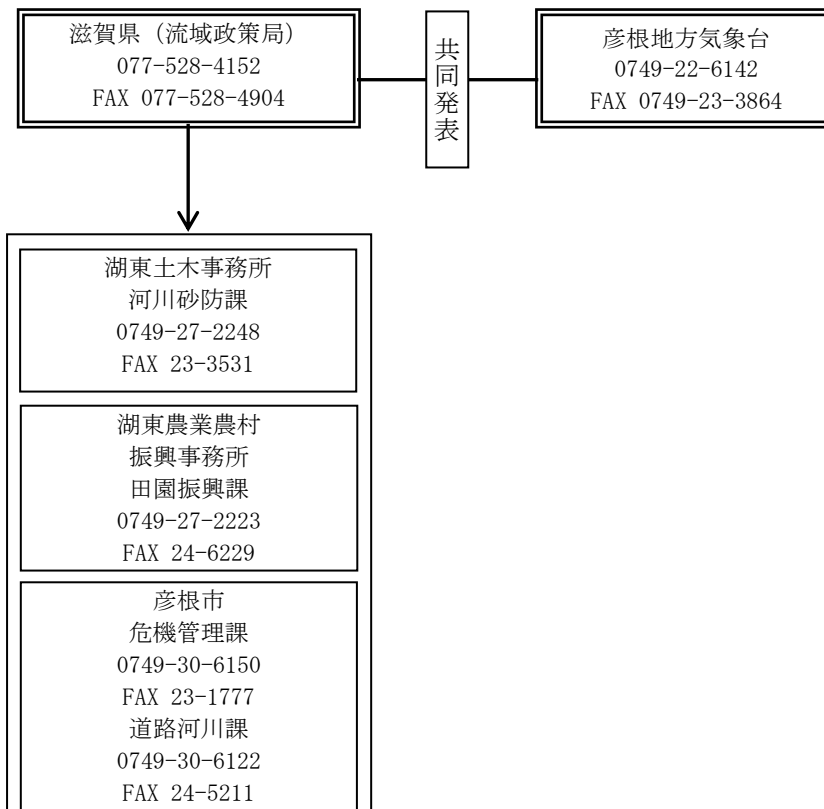
1 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類	洪水予報の基準
琵琶湖氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。
琵琶湖氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。
琵琶湖氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。
琵琶湖氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき。

2 琵琶湖洪水予報の基準

河川名	量水標名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
琵琶湖	片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝水位観測所の水位を平均した値	0.55	0.70	0.80	1.15

3 洪水予報伝達系統



第5節 水位情報の通知（水位周知河川）

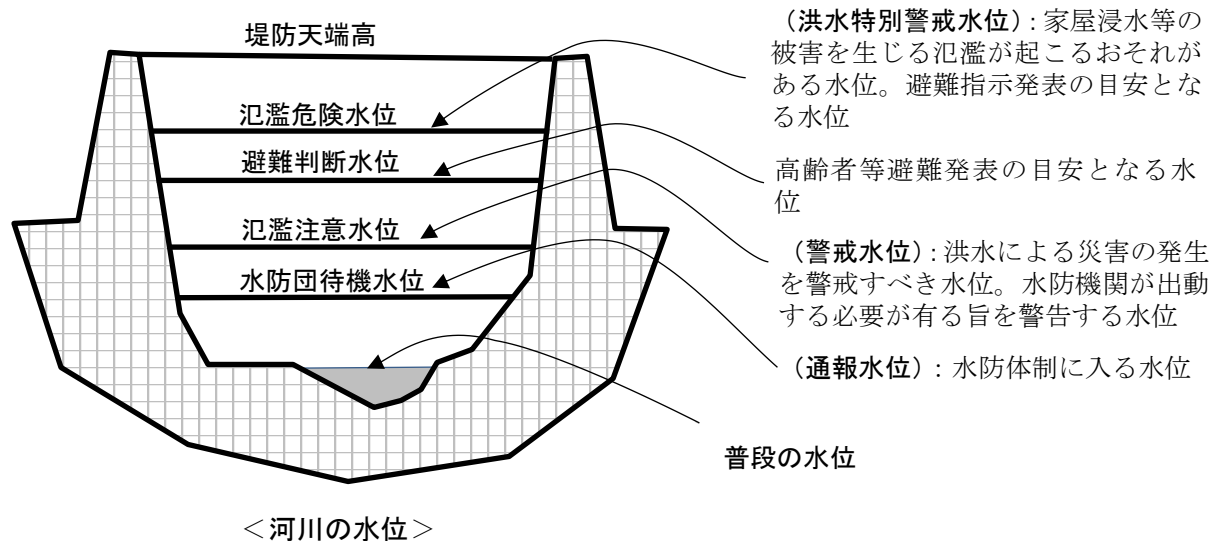
芹川、犬上川、宇曽川、愛知川について、知事は水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
水位到達情報の種類と発表基準及び河川、位置及び水位は、次のとおりである。

1 水位到達情報の種類と発表基準

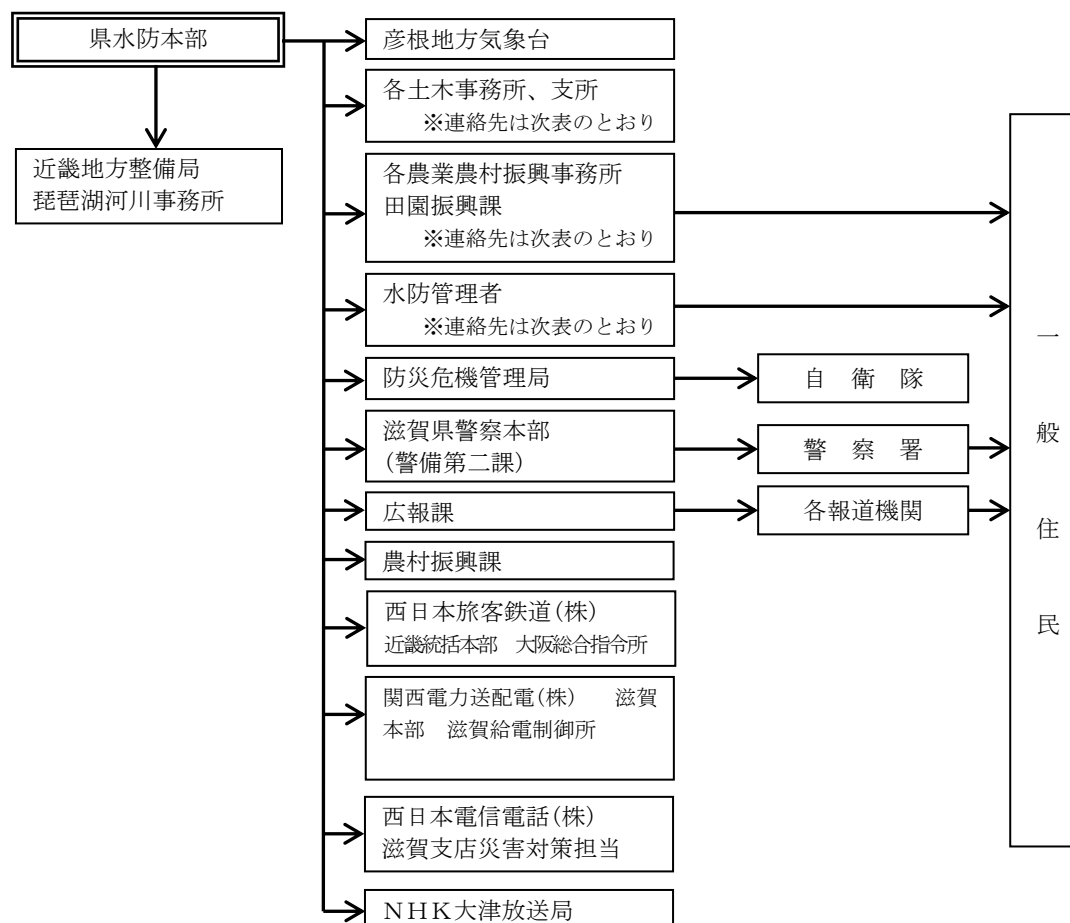
種 類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当)	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当)	氾濫が発生したとき

2 水位周知河川の水位

河川名	位置		自己判 定 の別	水位				堤防 天端高 (参考)	管理者
	町名	場所		水防団 待機	氾濫 注意	避難判断	氾濫 危険		
芹川	東沼波	芹川旭橋	テレメ ーター	0.70	0.90	1.00	1.40	2.18	滋賀県
犬上川	高宮	千鳥橋	〃	0.80	1.70	2.00	2.30	2.82	〃
宇曽川	金沢	金沢大橋	〃	1.50	2.50	2.90	3.70	5.35	〃
愛知川	愛荘町	御幸橋	〃	1.00	1.50	1.75	2.30	3.10	〃



3 情報連絡系統図



連絡先

河川	位置	連絡先
愛知川	御幸橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		愛荘町 建設・下水道課 (TEL : 0749-37-8052 FAX : 0749-37-4444)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
		東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-5578)
芹川	芹川旭橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
犬上川	千鳥橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
宇曽川	上枝	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		愛荘町 建設・下水道課 (TEL : 0749-37-8052 FAX : 0749-37-4444)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
	金沢大橋	豊郷町 地域整備課 (TEL : 0749-35-8121 FAX : 0749-35-4575)
		湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)

2 動員配備基準表

「地域防災計画 動員配備基準表より」

動員		警戒第 1 号	警戒第 2 号	災対第 1 配備	災対第 2 配備	災対第 3 配備
目的		情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規 模災害対応	大規模災 害対応
体制		警戒体制	災害警戒本部体制 (事故災害警戒本部体制) (原子力災害警戒本部体 制)	災害対策本部体制		
		次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。				
配 備 基 準	風 水 雪 害 等	Ⓐ 次の警報の 1 以上が本 市に発表されたとき ①大雨警報（浸水害、土 砂災害） ②暴風警報 ③洪水警報 イ 次の注意報等の 1 以上 が本市に発表され、危機 管理監・危機管理課長・ 建設管理課長・道路河川 課長・警防課長が協議 し、必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪警報・暴風雪警報 Ⓑ ア 土砂災害が発生した とき イ 土砂災害警戒情報が 発表されたとき ウ その他本市において 土砂災害の危険が高い と判断され、危機管理 監・危機管理課長・道路 河川課長・警防課長が協 議し、必要と認めるとき Ⓒ 自主避難施設の開設が必 要と見込まれるとき	ア 次の警報の 1 以上が本 市に発表され、かつ、災害 の発生が大きく予想され るときで、危機管理監・人 事部長・建設部長・消防長 が協議し、必要と認めると き ①大雨警報（浸水害、土砂災 害） ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報・暴風雪警報 イ 河川水位が避難判断水 位を超え、さらに水位の上 昇が予想されるとき	ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報お よびその他の注意報が発表され、市本部を設置 して、その対策を必要とするとき。 イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大 雪特別警報が発表されたとき。 ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発 生し、市本部を設置して、その対策を必要とす るとき。 エ その他災害救助法による救助を要する災害が 発生したとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

3 動員配備体制表

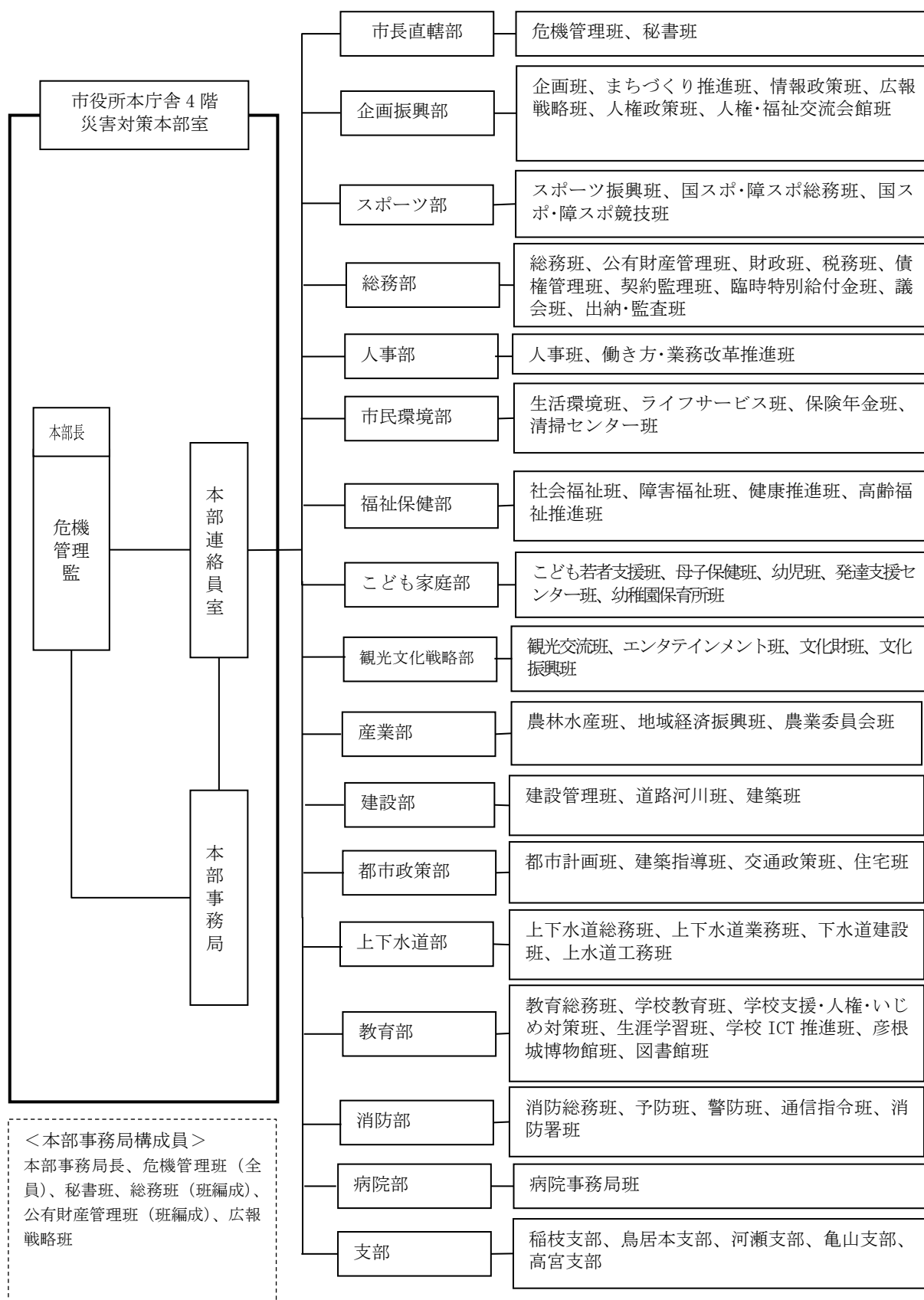
「地域防災計画 動員配備体制表（風水雪害等、地震災害、事故災害）より」

動員				警戒第 1 号		警戒第 2 号		災 対 第 1 配 備		災 対 第 2 配 備		災 対 第 3 配 備	
本部室				危機管理監		危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員					
事務局				—		本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）、広報戦略 班		本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）					
各所属				—		各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長					
				☐	☐	☐							
市長直轄部				危機管理班（全員）		□危機管理班（全員）		□危機管理班（全員）					
企画振興部				—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班 □企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班 □総務班（班編成）、公有財産管理班 （班編成）、財政班、税務班、債権 管理班、契約監理班、臨時特別給 付金班、議会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班 □子ども若者支援班、母子保健班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班 □観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2	原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3	各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4	総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員）	全員		
スポーツ部				—	※1	※2							
総務部				—	※1	※2							
人事部				—	※1	※2							
市民環境部				—	※1	※2							
福祉保健部				—	※1	※2							
こども家庭部				—	※1	※2							
観光文化戦略部				—	※1	※2							
産業部				—	—	※2							
建設部				道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員	※2								
都市政策部				都市政策部（風水 雪害時）のあらかじ め指定された職員	※2								
上下水道部				上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員	※2								
教育部				—	※1	※2							
消防部				警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員	—	【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】							
病院部				—	—	—	□病院事務局班	上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員			
避難場所担当 施設管理者				※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設		避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度 5 強以上）							

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で編成し、災害予防ならびに応急対策活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒 1 号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

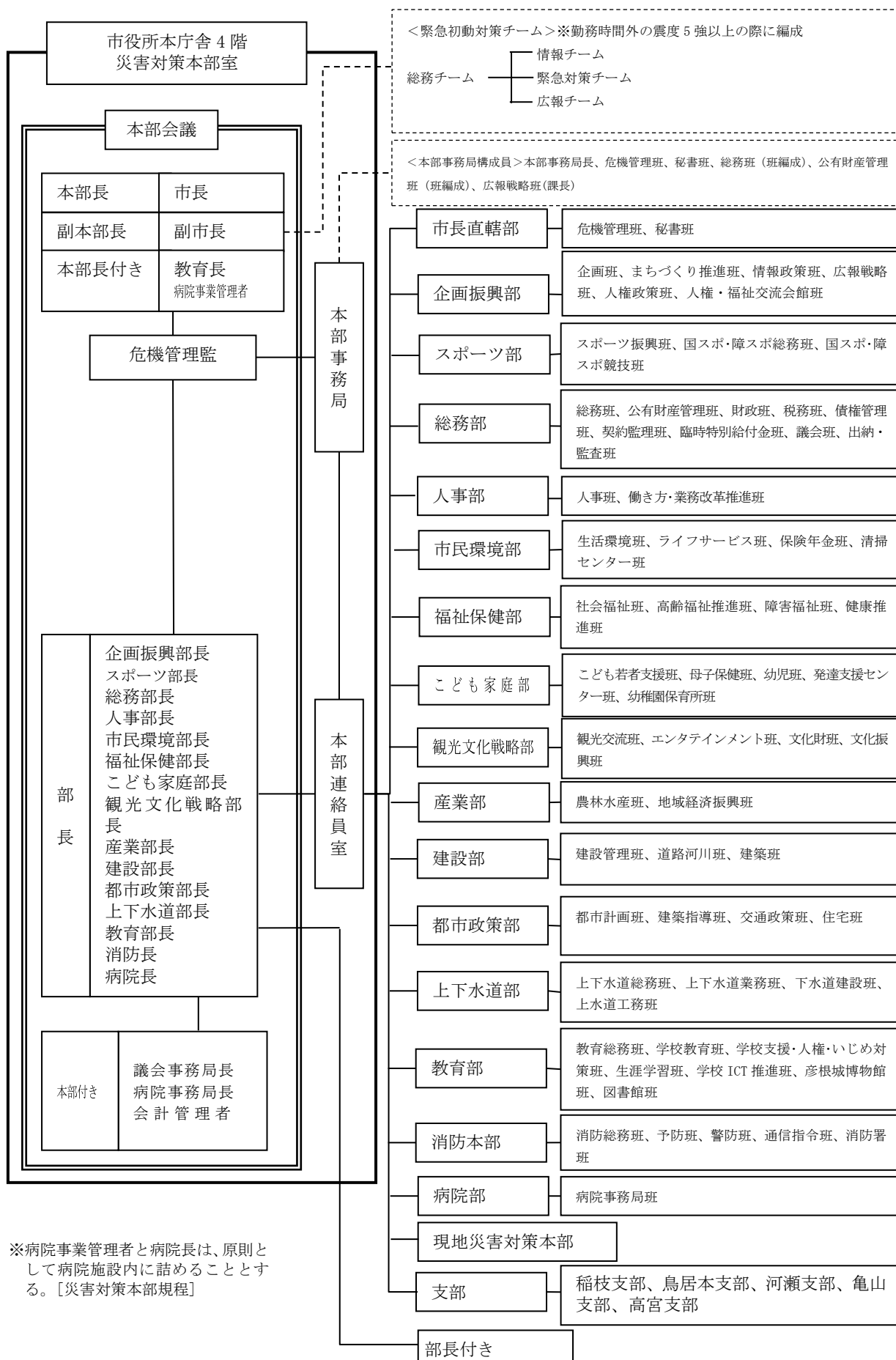
4 災害警戒本部体制図

「地域防災計画（災害警戒本部体制図）より」



5 災害対策本部体制図

「地域防災計画（災害対策本部体制図）より」



(2) 雨量計

観測所名	位置	自記テレメーターの別	管理者	電話番号
彦根	城町 2 丁目 5-25	アメダス	彦根地方気象台	22-6142
彦根	松原町	テレメーター	琵琶湖河川事務所	077-546-0884
彦根	元町 4-1	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
仏生寺	仏生寺町	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
清崎	清崎町古城山	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
城南小	西今町 380	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
河瀬小	極楽寺町 118	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
稲枝北小	下岡部町 597	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150

(3) 量水標

観測所名	河川名	位置	種別	水 位				計画高 水位	管 理 者
				水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険		
松原	琵琶湖	松原町	テレメーター	0.55	0.70	0.80	1.15		琵琶湖河川事務所
井堰橋	矢倉川	鳥居本高根	水位標識						彦根市
下芹橋	芹川	長曾根町	簡易量水標						湖東土木事務所
中藪橋	芹川	中藪 1 丁目	簡易量水標						湖東土木事務所
池州橋	芹川	池州町	簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
後三条橋	芹川	後三条町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹橋	芹川	橋向町	簡易量水標						湖東土木事務所
恵比寿橋	芹川	河原 1 丁目	水位標識						彦根市
中芹橋	芹川	芹町	テレメーター 簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
西沼波橋	芹川	西沼波町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹川旭橋	芹川	東沼波町	テレメーター 簡易量水標	0.70	0.90	1.00	1.40		湖東土木事務所
大堀橋	芹川	大堀町	簡易量水標						湖東土木事務所
中川原橋	芹川	多賀町	テレメーター	0.90	1.10	1.40	1.65		湖東土木事務所
今橋	犬上川	西今町	簡易量水標						湖東土木事務所
犬上川橋	犬上川	八坂町	テレメーター	85.07	85.7 7			87.21	湖東土木事務所
宇尾大橋	犬上川	宇尾町	テレメーター 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
千鳥橋	犬上川	高宮町	テレメーター	0.80	1.70	2.00	2.30		湖東土木事務所
無賃橋	犬上川	高宮町	水位標識						彦根市
大山橋	宇曾川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
賀田山町西	安食川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
新大山橋	宇曾川	賀田山町	水位標識						彦根市
金沢大橋	宇曾川	金沢町	テレメーター	1.50	2.50	2.90	3.70		湖東土木事務所
金海橋	宇曾川	海瀬町	水位標識						彦根市
上枝	宇曾川	豊郷町	テレメーター	1.40	2.20	2.90	3.60		湖東土木事務所
葉枝見橋	愛知川	本庄町	テレメーター	2.50	3.50			4.70	湖東土木事務所

観測所名	河川名	位置	種別	水 位				計画高 水位	管 理 者
				水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険		
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメーター	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	湖東土木事務所
紅葉橋	愛知川	東近江市	テレメーター	3.15	3.45	3.80	4.20		東近江土木事務所

参考資料 3（水防区域および担当分団）

水防区域および担当分団

河川名	右岸 左岸	所属区域	延長 (m)	担当中隊	担当分団
愛知川	右岸	服部町、下稲葉町、本庄町、田附町、新海町	8,450	第 3 中隊	第 15 分団
不飲川	右岸 左岸	下稲葉町、彦富町、普光寺町、柳川町	8,200	第 3 中隊	第 15 分団
文録川	右岸 左岸	稲部町、金田町、上岡部町、下岡部町、下西川町	6,400	第 3 中隊	第 15 分団
宇曽川	右岸 左岸	日夏町、賀田山町、清崎町、須越町、三津屋町、肥田町、稲里町	14,600	第 3 中隊	第 2・10・13・15 分団
犬上川	右岸 左岸	高宮町から八坂町まで	12,800	第 2 中隊 第 3 中隊	第 6・7・12・14 分団 第 2・9 分団
安食川	右岸 左岸	安食中町から須越町まで	11,000	第 3 中隊	第 2・10・13 分団
太田川	右岸 左岸	高宮町から小泉町まで	5,060	第 2 中隊	第 7・14 分団
平田川	右岸 左岸	平田町	2,800	第 2 中隊	第 6 分団 第 7 分団
芹川	右岸 左岸	野田山町、大堀町、大藪町、長曽根町	11,600	第 1 中隊 第 2 中隊	第 1・3・5 分団 第 6・8 分団
矢倉川	右岸 左岸	中山町摺針町から甲田町、松原町まで	6,500	第 1 中隊	第 4・11 分団
小野川	右岸 左岸	小野町から宮田町まで	4,400	第 1 中隊	第 11 分団
四の井川	右岸 左岸	高宮町、犬方町、法士町	1,400	第 2 中隊	第 12・14 分団
猿ヶ瀬川	右岸 左岸	外町から松原干拓水路まで	1,800	第 1 中隊	第 3・4・5 分団
不知谷川	右岸 左岸	原町から地蔵町まで	1,700	第 1 中隊 第 2 中隊	第 11 分団 第 8 分団